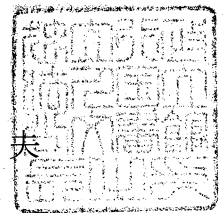




国公文第37号
平成26年1月23日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

独立行政法人国立公文書館
館長 加藤 丈 夫



歴史資料として重要な公文書等の国立公文書館への移管について（意見）

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第14条第3項に基づき、平成25年12月12日付け府公第211号をもって意見照会があった標記について、下記のとおり当館の意見を申し述べます。

記

1. 申出のあった司法行政文書について移管を受けることの適否について

いずれも移管を受けることが適当であると考えます。

2. 申出のなかった司法行政文書のうち、当館において保存することが適当であると認められるものの有無及び当該司法行政文書の名称について

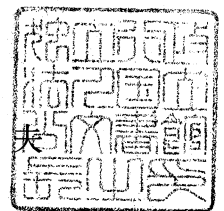
現在、選定中であり、別途意見を申し述べることにしたい。



国公文第324号
平成26年3月28日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

独立行政法人国立公文書館
館長 加藤 丈



歴史資料として重要な公文書等の国立公文書館への移管について（意見）

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第14条第3項に基づき、平成25年12月12日付け府公第211号による意見照会があった際に、平成26年1月23日付け国公文第37号をもって別途意見を申し述べることとした件について、今般、下記のとおり当館の意見を申し述べますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- 申出のなかった司法行政文書のうち、当館において保存することが適当であると認められるものの有無及び当該司法行政文書の名称について

当館において保存することが適当であると認められるものはないと考える。